

一般財団法人 奄美ペイス財団助成金

令和7年度 奄美で活動する団体を応援します

1. 事業の趣旨

一般財団法人奄美ペイス財団は、「島の内側から育む 幸福と誇り」という理念のもと、奄美群島の持続可能で多様な地域社会の実現に寄与することを目的に、地域住民による自主的・公益的な活動を支援する助成事業を実施いたします。

2. 助成対象枠および概要

以下の5つの助成枠を設定し、それぞれの趣旨に応じた事業を募集します。公共性・公益性の高い事業を対象とします。特定の事業者の利益を目的とするものではなく、地域住民や観光客全体の利益や体験価値の向上につながる取り組みを想定します。

【1】地域共生・ケアのしくみ創出枠

目的：制度の狭間にある支援困難層や、孤立・排除の状況にある人々の包摂を、地域内の小さな仕組みで支える。

活動例

- 地域住民による相互支援の仕組みづくり（例：子育て・介護・移動の困難を補い合う仕組み）
- 困窮者の社会参加を後押しする伴走型のプログラム開発
- 離島特有の「声が届かない」層へのアウトリーチ活動の基盤整備
- 介護や育児などのケアを地域全体で支えるための相互扶助の仕組みづくり
- 心や体の健康を地域の文化や自然資源と結びつけた予防・ケアプログラム

【2】学びと未来の創造枠

目的：島内外の多様な価値観・知見・文化が交差する「学びと創造の場」を生み出し、特に次世代が自らのアイデンティティと可能性を広げられる環境をつくる。奄美の地域性（地理的制約、教育・文化資源の偏在）を踏まえ「奄美に暮らすこと」が不利とまらない社会を目指す。

活動例

- 子どもや若者が将来の職業や生き方を具体的に想像できるような体験型プログラム
- 島外進学者・若者との関係性を活かした学びの循環づくり
- 地元の伝承知や自然観を次世代と共に再発見・再解釈するワークショップ
- 文化芸術・スポーツ等の専門家による短期滞在型ワークショップ
- 教育機会から排除されがちな子どもへの学習環境支援の仕組み

【3】観光・商業活性化支援枠

目的：地域資源を活かしつつ、持続可能な形で交流人口増加や地場産業の裾野拡大をめざす。

活動例

- 地元の文化・食・暮らしに根差した活動を担っている地元の方による魅力発信活動
- 観光客との関係性構築を支える実験的な取り組み
- 商店街・個人商店による新しい価値提案や実証的取り組み
- 地場製品のブランディングに向けた住民参加型プロセスの設計
- 持続可能な観光の担い手（若者・女性等）の育成とネットワーク形成
- 小規模でも継続可能な地域内循環型ビジネスやソーシャルプロジェクトの立ち上げ支援

【4】環境・循環型社会支援枠

目的：離島・奄美という自然資本に依存する地域特有の課題解決のための、循環・共生の小さな実践モデルの構築。

活動例

- 海岸・山林などの放置ごみ問題に対する仕組み化された地域活動
- 地産資源を用いた堆肥・染料・エネルギー等の自給的活用モデルの試行
- アップサイクル活動による生活用品の循環と学びの場づくり
- 有機農業や自然栽培の導入に向けた勉強会や実証活動
- 持続可能な漁業・林業の魅力を伝える地域体験イベントの開催

【5】地域文化・伝承・創造枠

目的：世代間・地域間で失われつつある奄美の記憶・技術・文化を記録・伝達し、次世代につなげる。

活動例

- 消えゆく方言・民謡・風習などの記録と伝承活動
- 高齢者が語る生活史をベースにした地域教材の開発
- 若者が地域の伝統に関わる機会と場づくり
- 伝統工芸・染織等の技術習得のための継承支援活動
- 命や自然のつながりを感じる地域の語り部活動や対話の場づくり

3. 助成対象団体

以下の条件を満たす団体を対象とします。

- 奄美群島（奄美市、大島郡）に拠点を持つ団体
- 営利を目的としない活動団体（社団法人、NPO 法人、任意団体、町内会、サークル等）
- 営利団体の場合、既存の営利事業と明確に区別できる事業と判断される場合は助成対象とします。
- 公序良俗に反しない活動を行っていること

4. 助成金額および採択件数

- 助成額：1 団体あたり上限 30 万円
- 採択件数：最大 10 件（原則として各 2 件を目安）
- 自己資金の有無は問わないが、自己負担のある事業を優先的に評価します。

5. 助成期間

助成対象となる事業は、助成決定日から 1 年間に実施、経費の精算が完了したものの。

6. 対象となる経費

以下の条件を満たす経費を対象とします。

- 消耗品費、印刷費、通信費、会場借料、謝金など、減価償却の対象とならない経常的な費用
- 食材費・交通費など、目的、既存事業との区分が明確で必要性が認められる費用
- 支払が確認できる証書類が整備できる費用（見積書、納品書、請求書、領収書等）

対象外となる経費（例）

- パソコンや什器備品など汎用的な物品、および資産計上の対象となる物品購入費
- 商品券やプリペイドカードなどの金券類、および換金性の高いもの
- 助成団体の構成員等への人件費、団体構成員の飲食費や親睦会費用等、事業目的外の支出

7. 申請方法

申請書類一式を当財団所定の様式により作成し、郵送またはメールにて提出してください。詳細は別添「申請手続きガイドライン」を参照してください。